

認定こども園の適正運営・再発防止のための指針

平成 29 年 7 月

兵庫県

認定こども園の適正運営・再発防止のための指針

目 次

I 策定の目的と視点	1
1 策定の目的	
2 策定の視点	
II 策定の要点	
1 認定こども園制度の概要	2
2 認定こども園の質を確保するための制度	2
3 基本的な考え方	10
III 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策	
1 認可・認定手続の見直し	11
2 指導監査の強化	16
3 「認定こども園の運営チェックポイント集」の活用による 自己評価制度の導入と情報公開の推進	18
4 研修制度の充実	19
5 公益通報者保護制度の周知等	20
6 認定こども園・保育所等ホットラインの開設	21
[参考資料]	
○ 兵庫県認定こども園審議会の概要	22

I 策定の目的と視点

1 策定の目的

本指針は、兵庫県内の個人立の地方裁量型（特定認可外保育施設型）認定こども園について、全国で初めて認定こども園の認定取消を行った不正事案の事実関係や問題点等を整理し、兵庫県認定こども園審議会（以下「審議会」という。）での意見を受けて、今後の認定こども園における適正な運営と再発防止に向けた対応策を示すことを目的として策定した。

2 策定の視点

- (1) 事案における認定こども園の類型は、地方裁量型（特定認可外保育施設型）であった。就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）においては、幼保連携型認定こども園の設置認可等に関しては、県条例で定める審議会等での調査審議が義務付けられていたものの、それ以外の類型については特に定めがなかったことから、県条例における規定の活用等を含めた認可認定手続の見直しについて検討することとした。
- (2) また、事案においては、通常の指導監査では判明しなかった事実等が抜き打ち監査による特別監査において明らかになったことなどを踏まえ、抜き打ち監査の活用等を含めた指導監査のあり方に着目した。
- (3) さらに、事案の認定取消の原因となった事実が基準違反及びこれらに伴う虚偽報告であったことから、園長等に対して高い法令遵守に関する意識をもって園運営を行うことの再認識を促す法令遵守研修の実施や公益通報者保護制度の周知等が重要との視点で検討を行った。

II 策定の要点

1 認定こども園制度の概要

- 認定こども園とは、認定こども園法第3条に基づき認定を受け、若しくは公示された施設、同法第16条の届出を行った施設又は同法第17条の認可を受けた施設をいう。
- 認定こども園は、幼稚園と保育所の特徴を併せもち、保護者の就労状況に関わりなく就学前の児童を受け入れ、教育・保育を一体的に提供するとともに、地域における子育て支援を提供する機能を備える。
- 認定こども園には、地域の実情や保護者のニーズに応じて選択が可能となるよう4つの類型が設けられている。

類型	内容
①幼保連携型	幼稚園的機能と保育所的機能の両方の機能をあわせ持つ、単一の施設として、認定こども園としての機能を果たす。
②幼稚園型	認可幼稚園が、保育が必要な子どものための保育時間を確保するなど、保育所的な機能を備えて認定こども園としての機能を果たす。
③保育所型	認可保育所が、保育が必要な子ども以外の子どもも受け入れるなど、幼稚園的な機能を備えることで認定こども園としての機能を果たす。
④地方裁量型 (特定認可外 保育施設型)	幼稚園・保育所いずれの認可もない地域の教育・保育施設が、認定こども園として必要な機能を果たす。 ※兵庫県の場合は、特定認可外保育施設として認定を受けた認可外保育施設が認定の対象となる。

2 認定こども園の質を確保するための制度

(1) 設置に際しての認可・認定

- 国や地方公共団体以外の者が認定こども園を設置する場合、国が定める基準(※)に従い、又は参照して各都道府県等が条例で定める認可・認定基準に基づく都道府県知事の認可(幼保連携型認定こども園)又は認定(幼保連携型以外の認定こども園)を受けることが必要。

(基準の主な内容)

- ・職員の配置数
- ・配置する職員の資格
- ・施設の設備(必要な施設の種類及び確保すべき面積)
- ・教育・保育の内容(目標、開所時間、配慮事項等)
- ・子育て支援の内容

等

- ※ 「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第 1 号）及び「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 3 条第 2 項及び第 4 項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準」（平成 26 年内閣府・文部科学省・厚生労働省告示第 2 号）。
- 幼保連携型認定こども園の設置を認可する場合、あらかじめ認定こども園に関する審議会の意見を聴かなければならない（認定こども園法第 17 第 3 項）。
 - 県では、認可・認定について、次のとおり対応している。
 - 認定こども園の認可等に関する条例（平成 18 年兵庫県条例第 63 号。以下「認定こども園条例」という。）に基づき、学識者や教育・保育関係の実務者等で構成される「兵庫県認定こども園審議会（以下「審議会」という。）」を設置し、幼保連携型認定こども園の認可に際して意見を聴取している。
 - 認定こども園条例等で、国の基準に準じつつ、次のような独自基準を追加した認可・認定基準を設定している。
 - ・ 保育室 53 m²以上・遊戯室（原則専用）100 m²以上の確保（幼保連携型・幼稚園型）
 - ・ 3 歳児は 1 学級 25 人以下。ただし、3 歳児で 1 学級 25 人を超えて 35 人以下の学級編制を行う場合は、各学級毎に専任の教諭を 1 人加配（全類型）

（2）市町による確認

- 認定こども園が、施設型給付による財政支援を受けるには、市町長から、子ども・子育て支援法第 27 条の確認を受ける必要があり、運営においては、国が定める基準に従い、又は参照して市町が条例で定める運営基準を満さなければならない。
(基準の主な内容)
 - ・ 利用定員に関する基準
 - ・ 運営に関する基準（市町の行う入所調整への協力、小学校との連携、勤務体制の確保、虐待の防止、秘密保持、保護者等への相談・援助、地域との連携 等）

（3）運営開始後の指導監査

- 認可、認定や確認を受けた後、認可・認定基準や運営基準を遵守して施設運営が行われているか否かを確認するために、都道府県知事又は市町長は、認定こども園に対し、それぞれ施設監査や、確認による指導監査（以下「確認監査」という。）を行う。
- 指導監査には、定期的に実施する一般監査と、不正等が疑われる場合に

隨時実施する特別監査の2種類がある。

- 県では、施設監査について、次のとおり対応している。

- 定期監査については、毎年度、チェックリストを提出させた上で、書面でのチェックの結果や利用者・従業員からの通報、過去の指導監査の結果などを総合的に考慮して実地検査をすべき対象を選定し、概ね4年に1回程度は実地検査を実施している。実地検査に際しては、事前に施設に期日を通告し、調書等の作成を求めている。
- 特別監査は、事案内容に応じて、その都度、実施方法や調査内容を決定しており、証拠の確保のため、抜き打ちで実地検査を行うこともある。

【施設監査、確認による指導監査の概要（一覧）】

施設監査 (県健康福祉事務所・政令市・中核市)	確認監査 (市町)
<ul style="list-style-type: none">○ 一般監査、特別監査○ 主な監査内容<ul style="list-style-type: none">●教育・保育環境の整備に関する事項 (職員配置、認可定員、設備、教育・保育時間、研修)●教育・保育内容に関する事項 (教育保育内容、指導計画の作成、小学校教育との連携、子育て支援の内容)●健康・安全・給食に関する事項 (健康の保持増進、事故防止・安全対策)、給食)	<ul style="list-style-type: none">○ 指導（集団指導、実地指導）、監査○ 主な監査内容<ul style="list-style-type: none">●利用定員に関する事項●運営に関する事項 (教育・保育の提供、評価、質の向上、利用者負担の徴収、事故防止・再発防止、利用定員遵守、会計区分、各種記録)●給付に関する事項 (地域区分、基本分単価、各種加算事項、各種加減乗除調整事項)

(4) その他

- 県では、「幼保連携型認定こども園の設置認可等に関する審査基準」で、幼保連携型認定こども園の園長資格について、園長研修の受講等の独自要件を設定している。

【幼保連携型認定こども園の園長資格】

	内容
ア 全国共通	<ul style="list-style-type: none">①～③の要件を充足<ul style="list-style-type: none">① 専修又は一種の教諭免許状② 保育士登録③ 教育又は児童福祉に関する職に5年以上従事
イ 県独自①	<ul style="list-style-type: none">教諭免許状又は保育士資格保有者であって、設置者の推薦を受けた者で、①～③のいずれかの要件を充足<ul style="list-style-type: none">① 保育所等の長として、5年以上、施設を適切に運営

	<p>② 保育所等の教諭又は保育士（施設長を含む。）として、10年以上業務に従事</p> <p>③ 別に定める園長研修（※）を受講</p>
ウ 県独自②	<p>設置者の推薦を受けた者で、平成26年度末から設置認可申請時まで継続して施設長であり、①～③の要件を充足</p> <p>① イの要件の①から③のいずれかを満たす</p> <p>② 幼稚園教諭免許二種免許状及び保育士資格を併有し、教育又は児童福祉に関する職に5年以上ある者を常勤の副園長等として配置</p> <p>③ 毎年、園長研修等の受講（努力義務）</p>

※「園長研修」に該当するもの

- ・全国認定こども園園長・副園長ステップアップ研修会Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ（全国認定こども園協会主催）
- ・認定こども園園長等研修（兵庫県・兵庫県内認定こども園関係団体協議会主催）

【認定こども園の質の確保に向けた制度】

		幼保連携型	幼稚園型	保育所型	地方裁量型 (特定認可外保育施設型)		
基 準		国の基準に沿って県が条例で設定					
	審査手続	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者からの申請に基づき県・政令市・中核市が認可 ・認定時に審議会の意見聴取が必須 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可幼稚園からの申請に基づき県又は政令市（※1）が認定 ・認定時の審議会の意見聴取は必ずしも必要ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可保育所からの申請に基づき県又は政令市（※1）が認定 ・認定時の審議会の意見聴取は必ずしも必要ない 	<ul style="list-style-type: none"> ・認可外保育施設（※2）からの申請に基づき県又は政令市（※1）が認定 ・認定時の審議会の意見聴取は必ずしも必要ない 		
認 可 ・ 認 定	指導監査 (施設監査)	施設監査は県・政令市・中核市が実施	施設監査は県が実施	施設監査は県・政令市・中核市が実施			
	運営基準	県は認定こども園法に基づく調査が可能					
確 認	確認の手続	<ul style="list-style-type: none"> ・設置者からの申請に基づき市町が確認 ・利用定員の設定について子ども・子育て会議等の意見聴取が必要 					
	指導監査 (確認監査)	市町が実施					

※1 平成30年度以降。それまでは政令市域の施設についても県で認定

※2 兵庫県では、特定認可外保育施設の認定を受けておくことが必要

認定こども園の認可・認定基準（新制度（H27年度））

認定基準等の項目等		準拠する認可基準	県の条例				
			幼保連携型(認可)	幼稚園型(認定)	保育所型(認定)	特定認可外保育施設型(認定)	
対象児童	0~2歳児				保育を必要とする子ども		
	3~5歳児				全ての子ども		
職員配置	0~2歳児	〈保育所基準〉			0歳児 3人につき1人 1、2歳児 6人につき1人		
	3~5歳児	〈保育所基準〉			3歳児 20人につき1人 4、5歳児 30人につき1人		
学級編	3~5歳児	〈幼稚園基準〉	3歳児は1学級25人以下。ただし、3歳児で1学級25人を超えて35人以下の学級編制を行う場合は、各学級ごとに専任の教諭1人参加配(県独自)		3、4、5歳児は1学級35人以下		
	園長		教諭免許状(専修又は一級免許状)・保育士資格を有し、かつ、5年以上の教育職又は児童福祉事業の経験がある者。 ※「同等の資質」を有する者も可		教育・保育及び子育て支援を提供する機能を総合的に発揮させるよう管理・運営を行う能力を有する者。		
職員資格	0~2歳児	〈保育所基準〉			保育士資格		
	3~5歳児	〈幼稚園基準及び保育所基準〉			保育士資格・幼稚園教諭免許の併有又はいずれかの資格を有すること		
	学級担任	〈幼稚園基準〉	保育士資格・幼稚園教諭免許の併有 ※法施行後5年間は、保育士資格・幼稚園教諭免許のいずれかの資格で可		幼稚園教諭免許 ※保育所型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
	教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者	〈保育所基準〉			保育士資格 ※幼稚園型、特定認可外保育施設型については、特例あり。		
基準	園舎	3~5歳児	〈幼稚園基準〉	①1学級: 180m ² 2学級以上: 320+100 × (学級数-2)m ² ②満3歳未満の園児数に応じた保育室等の必要な面積 ①と②を合算した面積 うち保育室53m ² 以上、遊戯室(原則専用)を100m ² 以上確保(県独自)	1学級: 180m ² 2学級以上: 320+100 × (学級数-2)m ²		
		既存施設特例	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	—	保育室等の基準を満たすときは適用なし	
	保育室等	0~1歳児	〈保育所基準〉	乳児室1人につき1.65m ²	ほふく室1人につき3.3m ²		
		2歳児		保育室又は遊戸室1人につき1.98m ²			
		3~5歳児		保育室又は遊戸室1人につき1.98m ²			
	既存施設特例	—	園舎の基準を満たすときは適用なし		—	園舎の基準を満たすときは適用なし	
施設設備	調理室及び食事の提供	0~2歳児	〈保育所基準〉	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可(県独自)。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。	
		3~5歳児	—	調理室: 必置 食事の提供: 一定条件の下、園外からの搬入可。加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えること。			
	園庭・屋外遊戯場	幼稚園基準及び保育所基準	①満3歳児以上1人につき3.3m ² ②幼稚園基準(下記参照) ①と②を比較して大きくなる面積に2歳児一人につき3.3m ² を加算	①満2歳児以上1人につき3.3m ² ②幼稚園基準(下記参照)に2歳児一人につき3.3m ² を加算 ①と②を比較して大きくなる方の基準を採用	①満3歳児以上1人につき3.3m ² 2学級以下: 330+30 × (学級数-1)m ² 3学級以上: 400+80 × (学級数-3)m ²	①又は②いずれかの基準で可(県独自) 保育所基準及び幼稚園基準のいずれかの基準で可	
			既存施設特例	保育所は、①の基準で可 幼稚園は、②の基準で可	(同一敷地内又は隣接地)(当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可)	一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可	
			設置場所特例	同一敷地内又は隣接地 (当分の間、一定条件の下、近隣の公園等、付近にある適当な場所で代替可) 移動の安全確保充実化(県独自)	移動の安全確保を充実化(県独自)		
	教育及び保育の内容 等		「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供等	「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえ、「幼稚園教育要領」と「保育所保育指針」の目標が達成されるよう、教育・保育の提供 等			
	子育て支援事業		就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則(平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第2号)第2条各号に掲げる事業又は知事が別に定める事業(県独自)				

(注)「保育所基準」…保育所の認可基準をいう。「幼稚園基準」…幼稚園の認可基準をいう。

○ 従来の認可・認定申請の流れについては、以下のとおり。

※ 次頁以降のフロー図参照

1 事前協議の実施

県が所管する認定こども園の認可・認定は、原則4月1日としている。設置認可・認定申請に当たり、以下内容について事前協議を実施する。

① 市町内の需給状況と確保方策

認可・認定を希望する施設が所在する市町における子ども・子育て支援事業計画上の位置付けや、量の見込と確保方策について確認する。

② 施設ごとの個別ヒアリング及び現地確認

施設・設備基準を中心に、認可・認定基準に対する適合状況等について、現地確認をした上で審査する。

2 審議会での審議

① 幼保連携型認定こども園（公立・公私連携を除く）については、審議会に諮問し、委員より意見を聴取する。

② 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定については、原則、審議会で審議をしない。ただし、所在市町において供給過剰が生じているものの、地域の事情から必要がある場合等、必要に応じて審議会に諮問し、委員より意見を聴取する。

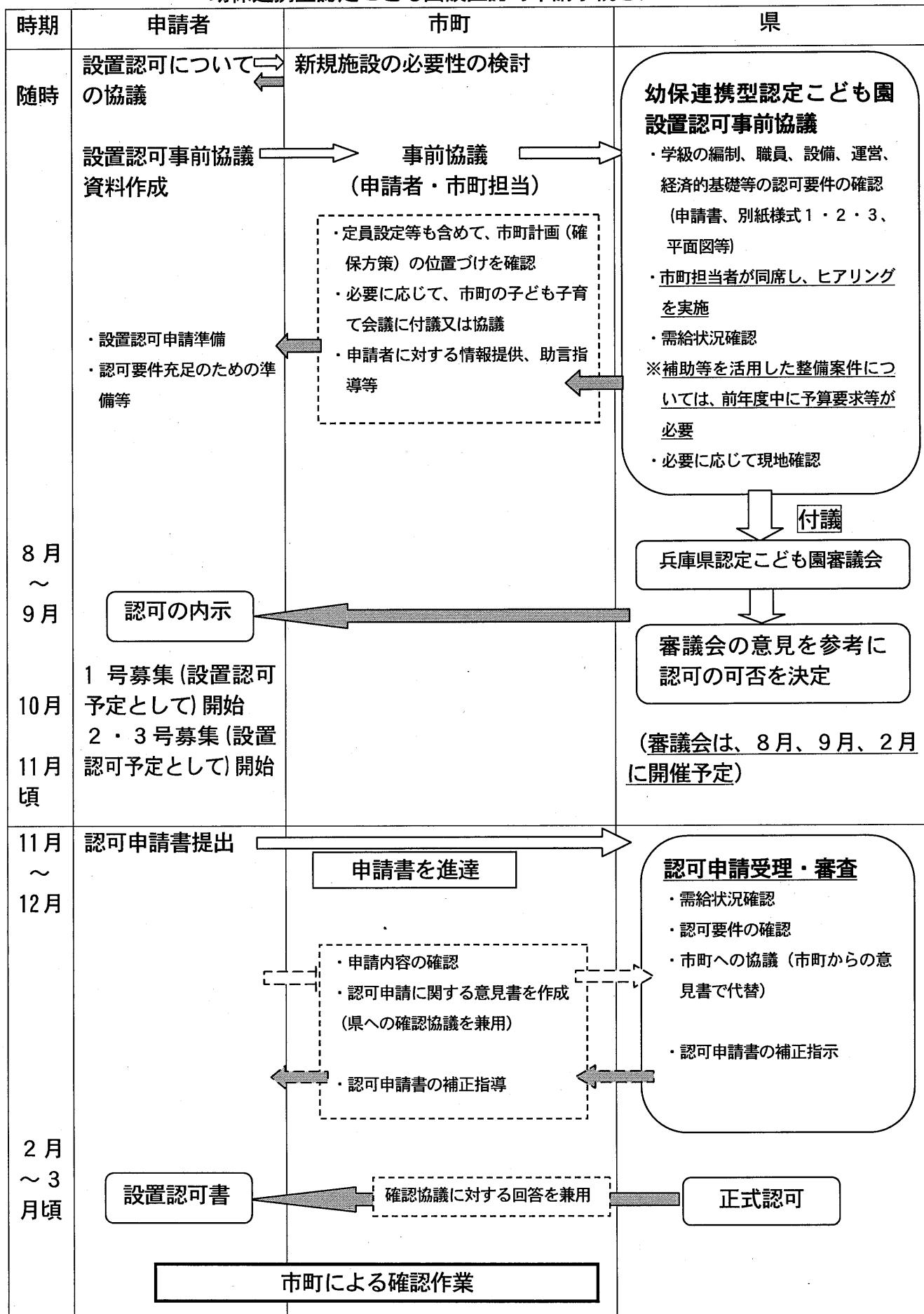
3 認可・認定申請

認可・認定申請（以下「本申請」という。）は、こども政策課が指定する期限までに、所在市町を経由して提出することとする。

その際に、市町は、意見書を付して提出することとする。

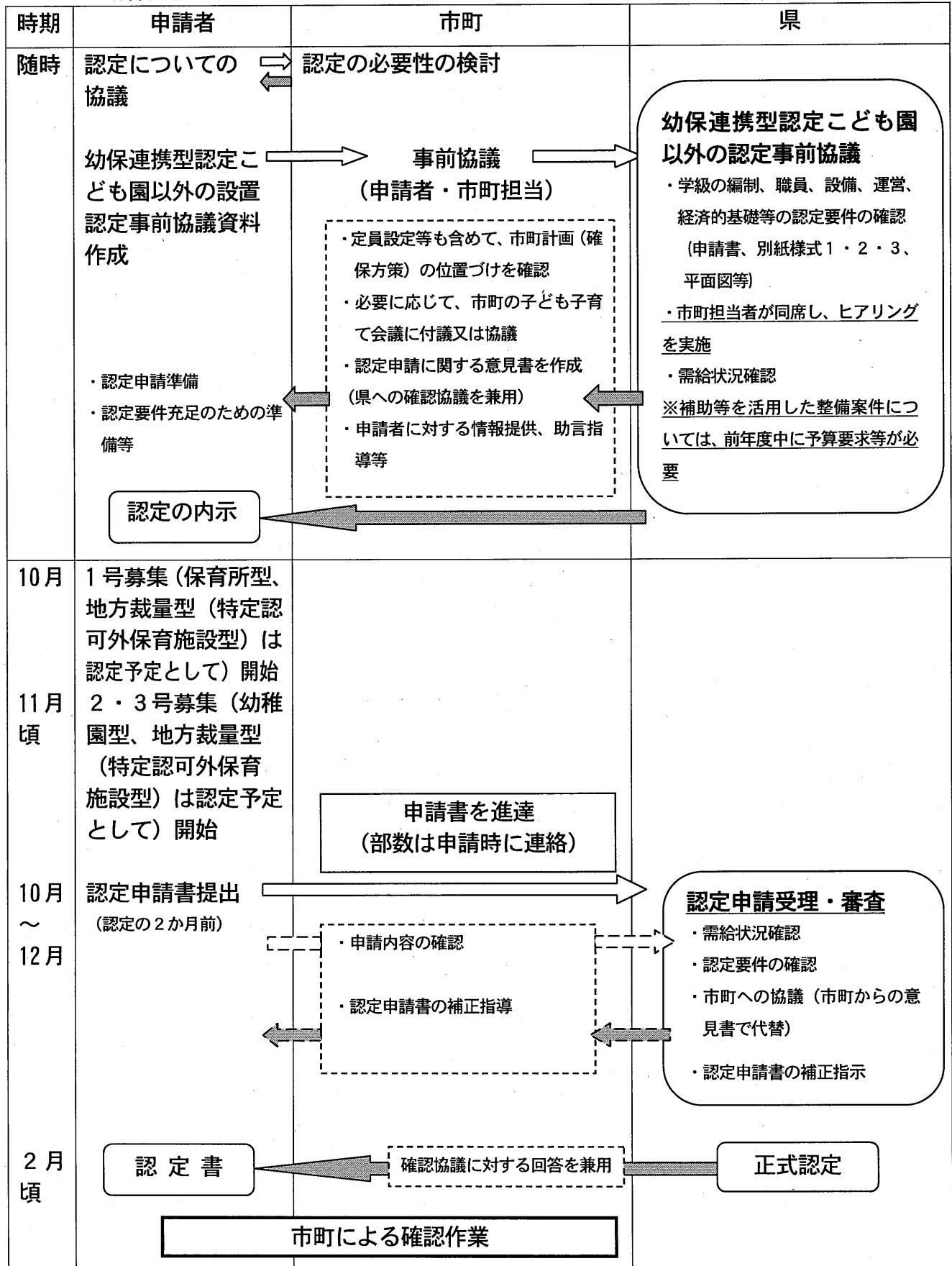
なお、事前協議で提出のあった資料は、本申請時に時点修正を行う。

幼保連携型認定こども園設置認可申請手続きについて



※審議会に付議していない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可

幼保連携型認定こども園以外の認定申請手続き（移行施設に限る）について



※県への事前協議が行われていない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可

※認定申請については、随时受け付けを行う

※母体となる保育所・幼稚園が新設の場合は、認可施設の協議と同時に進める（認定こども園としての認定の内示は行わない）

3 基本的な考え方

認定こども園制度では、施設や運営のあり方について基準が定められており、各施設は、運営開始に際しての認可・認定や、運営開始後の県や市町による指導監査等において、基準の適合性について確認を受けることで、質の確保が図られている。

しかし、今回の不正事件では、経営者の遵法意識が弱く、認定を受けた後でも、認可外保育施設の経営時と同様に、安易に私的契約児童を受け入れていた。また、不適切な経営実態を隠蔽するため、市や県への虚偽報告や監査資料の改ざん等が行われたことで、事態がすぐには発覚しなかった。

これらのことを見直しを進める。

① 認可・認定時の審査の厳格化

地方裁量型（特定認可外保育施設型）等で新しく認定こども園の経営を始めようとする者については、審議会でヒアリングを実施し、基本的なルールの理解や遵法意識が十分であるか、ルールの遵守に必要な体制の整備が行われているか、といった点を確認する。

また、市町に対し、施設の適正かつ確実な運営が期待できる者であることを確認を求める。

全ての類型の認定こども園を対象に、必要に応じて、審議会委員による現地確認を実施する。

② 新たに事業開始した施設に対する早い時期での助言指導の実施

施設運営開始後の早い段階で施設の運営状況の実地調査を行い、認可・認定時の確認事項が遵守されているかをチェックするとともに、ルールの理解が不十分な点を早期に是正することで適正な経営の確立を図る。

③ チェック体制の充実強化

事前通告なしの訪問調査を、県が通常実施する指導監査の中に位置付けることで、虚偽報告等に対する牽制を強化する。

また、県・市町合同監査研修の開催等により、施設を日常的に指導する市町の監査能力の向上を図るとともに、県と市町が連携・役割分担し、より効果的かつ効率的に指導監査を実施できる環境の構築を図る。

④ 職員の法令遵守意識の徹底と環境づくりの強化

認定こども園の運営について高い法令遵守意識が必要となることを施設長や職員向け研修で説明するほか、公益通報者保護制度の周知等を行い、各施設が適切に運営される環境づくりを強化する。

Ⅲ 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策

1 認可・認定手続の見直し

	幼保連携型	保育所型	幼稚園型	地方裁量型(特定認可外保育施設型)
設置に要する手続 (私立施設)	県の設置認可(認定こども園法§17I) ※政令・中核市域では政令・中核市が認可	・県又は政令・中核市の保育所設置認可 福社法§35IV	・県の幼稚園設置認可(学校教育法§4I) ・県の認定こども園の認定(認定こども園法§3)	・県の特定認可外保育施設の認定(認定こども園の認可等に関する条例§8) ・県の認定こども園の認定(認定こども園法§3)
現行 認可・認定に対する認定こども園審議会の関与	認可する全案件について県から諮問 ・1件ごとに調査審議 ・設置者及び市町からヒアリング(新設に限る)	・保育所、幼稚園、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園などから移行する場合であっても、全て認可に際して「認定こども園審議会」に諮問	・母体となる保育所は、「社会福祉審議会保育所部会」で審議を経て設置認可を受けている。	・特定認可外保育施設としての認定時には、国の認可外保育施設指導監督基準の充足及び適合証明書の取得を求める ・認定こども園の認定時には、施設基準(保育室面積等)、職員の質(資格要件)に関し、認定こども園としての基準の充足を求める。
留意点				
現地確認				
法的根拠	認定こども園法§17IIIに基づく諮問 現行制度を維持(認定こども園法は諮問を行ふ) 義務付け	認定こども園としての認定は、審議会への諮問が象とし、全案件を包括的に調査・審議を行ふ。 【理由】 幼稚園又は保育所を母体として、機能を追加するものであり、幼稚園又は保育所としての運営実績がある施設については、通常の指導監査によって運営の適性を確保できる。ただし、認定こども園となるに伴い、新たなる運営体制の確保(保育所では、学級編制や担任制を階層化した職員ローテーションの編制等。幼稚園では給食の提供や朝夕等の常時2名以上配置)が必要となるため、これらに対応していくよう、確認する。	認定こども園としての認定は、審議会への諮問について1件ごとに調査・審議を行う(公立は除く)。 ・市町及び設置者は審議会に出席し、ヒアリング(運営の適正を確保する姿勢・仕組みの有無) ・審議会での意見を踏まえて設置者を指導のうえ認定	認定こども園としての認定は、審議会への諮問対象とし、次のとおり全案件について1件ごとに調査・審議を行う(公立は除く)。 ・市町及び設置者は審議会に出席し、ヒアリング(運営の適正を確保する姿勢・仕組みの有無) ・審議会での意見を踏まえて設置者を指導のうえ認定
追加 対策	②認定こども園審議会の現地確認制度の導入 ③認可・認定時の提出書類の追加等	・審議会において、特に確認が必要と判断した施設については、認定を行いうまでの間に委員による現地確認を実施し、その結果を踏まえ、再審議等を行う。 ・現地確認の実施時期や現地に赴く人數等は、審議会において決定する。 変更なし	①[個人立・株式会社立・NPO立・宗教法人立等の施設を対象に] 施設運営の適格性基準の具体化・明確化とこれに伴う提出書類の追加 ○ 番査基準に施設の運営実績と施設長の実務経験等の基準を新たに規定。 趣旨：認定こども園法§3V②に定める設置者が施設運営に必要な知識・経験を有することを、県独自で具体的な施設運営の実務経験年数等の基準を番査基準として設け、市町等に対して施設の適正かつ確実な運営が期待できる者である旨の確認を求める。 ○ 認定こども園法§3V③に定める社会的信望があることに関する市町等の証明と申請者による誓約書を提出書類に追加。 趣旨：上記基準に適合している旨の証明を身近な市町等に求めることでその保証を得るほか、申請者本人による誓約を得る。 ② 各職員の履歴書の提出を追加(現行は資格証の写しのみ) 趣旨：経験年数等の確認及び空き人員の配置の牽制	原則、5年以内に保育所型など他の3類型への移行を推進する。 ※ なお、過疎地域自立促進特別措置法に規定する過疎地域等において、認可施設として施設の維持運営が困難と判断できる場合を除く。
④地方裁量型特定認可保育施設型の他類型への推進		変更なし		

○ 変更後の認可・認定申請の流れについては、以下のとおり。

※ 次頁以降のフロー図参照

1 事前協議の実施

県が所管する認定こども園の認可・認定は、原則4月1日としている。設置認可・認定申請に当たり、以下内容について事前協議を実施する。

① 市町内の需給状況と確保方策

認可・認定を希望する施設が所在する市町における子ども・子育て支援事業計画上の位置付けや、量の見込と確保方策について確認する。

② 施設ごとの個別ヒアリング及び現地確認

施設・設備基準を中心に、認可・認定基準に対する適合状況等について、現地確認をした上で審査する。

2 審議会での審議

① 幼保連携型認定こども園（公立・公私連携を除く）については、審議会に諮問し、委員より意見を聴取する。

② 幼稚園型認定こども園及び保育所型認定こども園（公立含む）については、審議会に包括的に諮問し、委員より意見を聴取する。※ 変更あり

③ 地方裁量型（特定認可外保育施設型認定こども園）（公立含む）については、審議会に諮問し、委員より意見を聴取する。※ 変更あり

④ 事前協議を含め、認可・認定申請手続きにおいて、必要が生じた場合は、審議会委員が現地確認等を行う。※ 変更あり

3 認可・認定申請

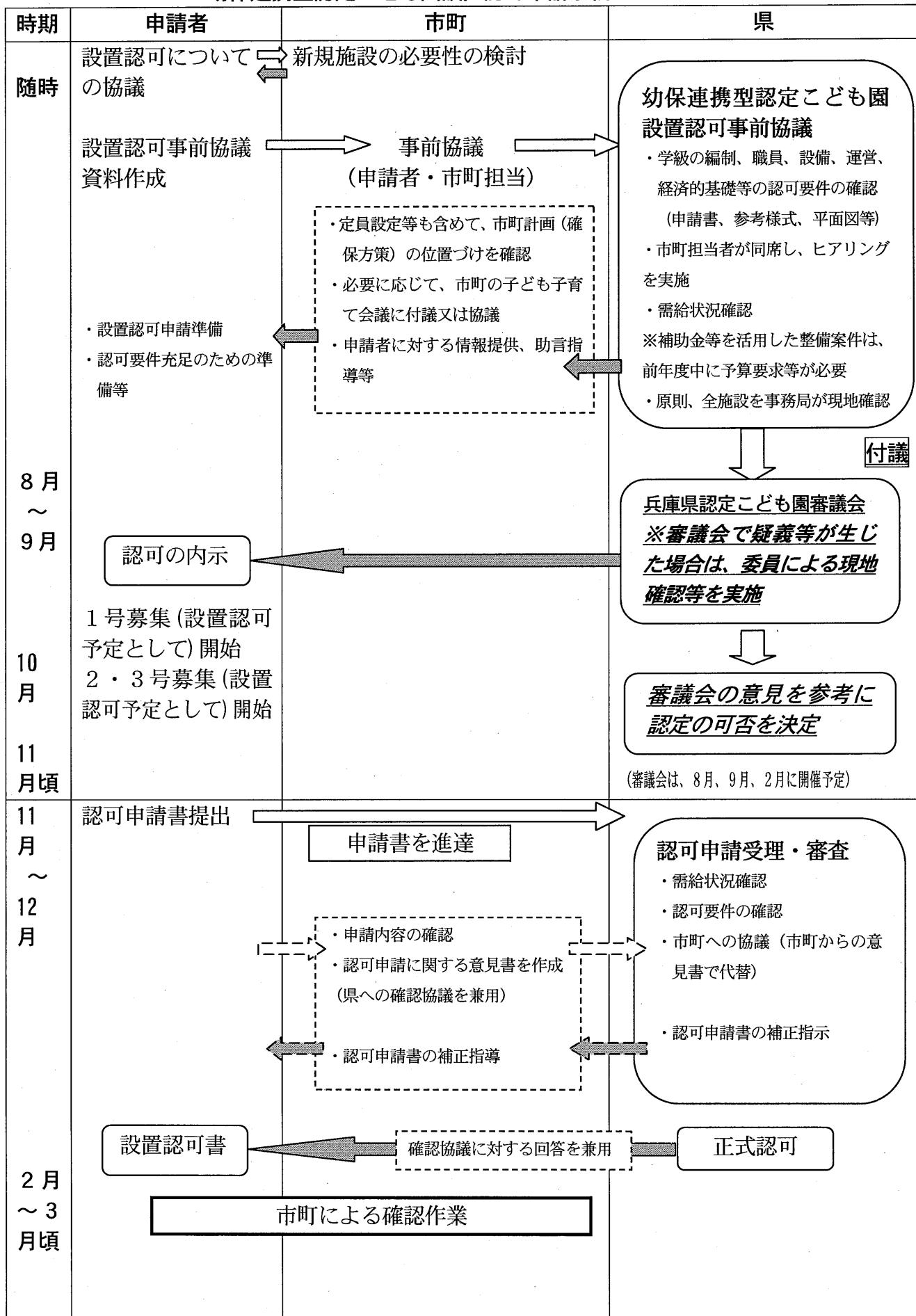
認可・認定申請（以下「本申請」という。）は、こども政策課が指定する期限までに、市町を経由して提出する。

その際、市町は、意見書を付して提出する。

また、施設運営の基準等に係る書類を新たに提出する。※ 変更あり

なお、事前協議で提出のあった資料は、本申請時には時点修正を行う。

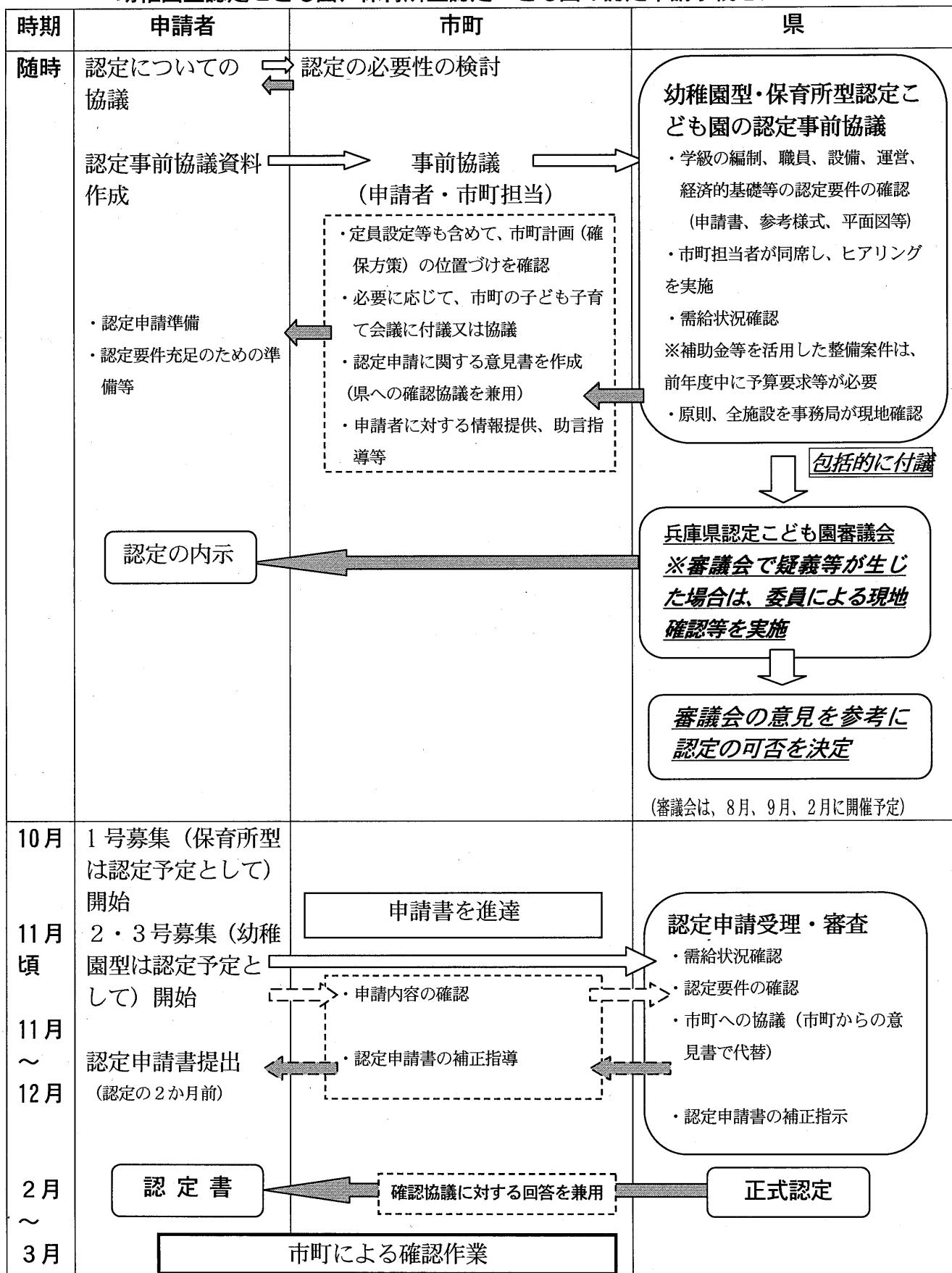
幼保連携型認定こども園設置認可申請手続きについて



※審議会に付議していない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可

※下線部が追加部分

幼稚園型認定こども園、保育所型認定こども園の認定申請手続きについて



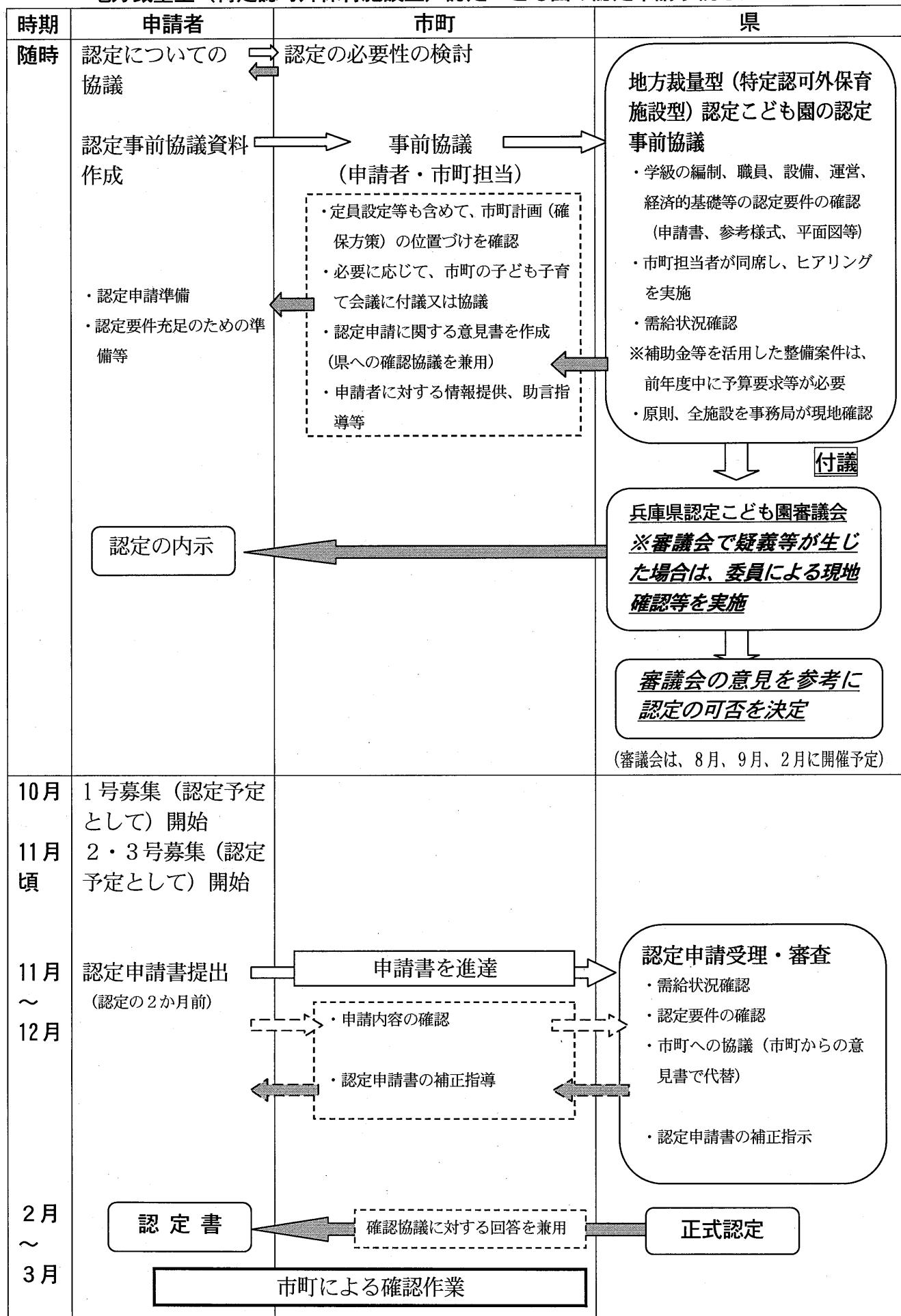
※審議会に付議していない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可

※認定申請については、隨時受け付けを行う

※母体となる保育所・幼稚園が新設の場合は、認可施設の協議と同時に進める(認定こども園としての認定の内示は行わない)

※下線部が追加部分

地方裁量型（特定認可外保育施設型）認定こども園の認定申請手続きについて



※審議会に付議していない施設が、認定こども園として園児募集を行うことは不可

※下線部が追加部分

Ⅲ 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策

2 指導監査の強化

類型	監査の種類	実施主体	実施の範囲	根拠規定期間
幼保連携型認定こども園 （設置認可：県・政令市・中核市 確認：市町）	施設監査	県（健康福祉事務所） 政令市、中核市	認定こども園法 （報告の微取等） 第19条 都道府県知事（指定都市等の区域が所在する幼保連携型認定こども園（都道府県が設置するものを除く。）については、当該指定都市等の長。第28条から第30条まで並びに第34条第3項及び第9項を除き、以下同じ。）は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、幼保連携型認定こども園の設置者若しくは園長に対して、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員に対して質問させ、若しくは当該施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。	2・3（略）
保育所型認定こども園 （認定：県 （保育所の認可：県・政令市・中核市 確認：市町））	施設監査 確認監査	市 町	子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号） 第14条 市町村は、子どものための教育・保育施設に關して必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは文書その他の物件の提出若しくはこれらを使用する者若しくはこれらを命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは文書その他の物件の提出若しくはこれらを命じ、又は当該職員に關係者に対して質問させ、若しくは当該施設に立ち入り、その設備若しくは文書その他の物件を検査させることができる。 2（略） (報告)	2（略） 市町村長は、必要があると認めるときは、この法律の施行に必要な限度において、特定教育・保育施設又は特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは文書その他の物件の提出若しくはこれらを命じ、特定教育・保育施設の設置者若しくは特定教育・保育施設の設置者若しくは文書その他の物件の提出若しくはこれらを命じ、又は当該市町村の職員に關係者に対して質問させ、又は当該施設の設置者若しくは特定教育・保育施設、特定教育・保育施設の設置者若しくは文書その他の物件を検査させることができる。 2（略）
幼稚園型認定こども園 （認定：県 （幼稚園の認可：県・政令市・中核市 確認：市町））	施設監査 確認監査	市 町	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に從事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2～4（略） 子ども・子育て支援法 第14条及び第38条（上記に同じ）	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 第46条 都道府県知事は、第45条第1項及び前条第1項の基準を維持するため、児童福祉施設の設置者、児童福祉施設の長及び里親に対して、必要な報告を求め、児童の福祉に関する事務に從事する職員に、関係者に対して質問させ、若しくはその施設に立ち入り、設備、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。 2～4（略） 私立学校法（昭和15年12月15日法律第270号） (報告書の提出) 第6条 所轄官庁は、私立学校に対して、教育の調査、統計その他に關し必要な報告書の提出を求めることができる。 (報告及び検査) 第63条 所轄官は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し、その業務若しくは財産の状況に關し報告をさせ、又はその職員に、学校法人の事務所その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。 2・3（略） 私立学校振興助成法（昭和50年7月11日法律第61号） (所轄官の権限) 第12条 所轄官は、この法律の規定により助成を受ける学校法に關して、次の各号に掲げる権限を有する。 1 助成に關し必要があると認める場合において、当該学校法人からその業務若しくは会計の状況に關し報告を徵し、又は当該職員に當該学校法人の關係者に対し質問させ、若しくはその帳簿、書類その他の物件を検査させること。 2～4（略） 子ども・子育て支援法 第14条及び第38条（上記に同じ）
地方裁量型特定認可外保育施設型 認定こども園 （認定：県 （特定認可外保育施設認定：県 確認：市町））	確認監査	市 町	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 第56条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第55条第3項の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものの（前項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの又は特定の保育事業等の認可を取り消されたもの）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その事務所若しくは施設に立ち入り、その身分を證明する証票を携帯せなければならぬ。 2～7（略） 子ども・子育て支援法 第14条及び第38条（上記に同じ）	児童福祉法（昭和22年12月12日法律第164号） 第56条 都道府県知事は、児童の福祉のため必要があると認めるときは、第6条の3第9項から第12項まで若しくは第36条から第44条まで（第39条の2を除く。）に規定する業務を目的とする施設であつて第55条第3項の届出をしていないもの又は第34条の15第2項若しくは第35条第4項の認可若しくは認定こども園法第17条第1項の認可を受けていないものの（前項の規定により幼保連携型認定こども園の認可を取り消されたもの又は特定の保育事業等の認可を取り消されたもの）については、その施設の設置者若しくは管理者に対し、必要と認める事項の報告を求め、又は当該職員をして、その施設に立ち入り、その事務所若しくは施設に立ち入り、その身分を證明する証票を携帯せなければならぬ。 2～7（略） 子ども・子育て支援法 第14条及び第38条（上記に同じ）

<p>①早い段階での適正運営確保に向けた指導の実施</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・新設園だけでなく、認定こども園についても、新設・移行後1年内に施設監査を実施する旨を明確化
<p>②抜き打ち監査・調査の活用による奉公制効果の強化</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等緊急を要する事案の<u>通報</u>があった場合の抜き打ちの特別監査の実施を徹底するとともに、<u>日常的な抜き打ちの訪問調査</u>（1時間程度で、職員数・児童数・給食数等の事前の書類準備等を要さず現場での確認が可能な事項に絞って現地確認）を実施
<p>③市町の実施する確認監査の活用（指導監査における市町との協働の強化）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・虐待等緊急を要する事案の<u>通報</u>があった場合の抜き打ちの特別監査の実施を徹底するとともに、<u>日常的な抜き打ちの訪問調査</u>（1時間程度で、職員数・児童数・給食数等の事前の書類準備等を要さず現場での確認が可能な事項に絞って現地確認）を実施
<p>④監査調書の項目拡充による指導の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・監査調書に、給食に関しては「食事の提供数」や、幼児教育等に関する「教育・保育課程の指導計画の作成状況」や「平成30年4月実施の幼保連携型認定こども園教育・保育要領等の改訂」に関し、園の教育・保育課程への反映を検討しているか」などの項目を追加し、指導の充実を図る。
<p>⑤地域子ども子育て支援事業の巡回支援への推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子ども子育て事業の1つである「<u>新規参入施設への巡回支援</u>」制度は、事業経験のある元保育所長や元幼稚園園長などから新規施設や既存施設を定期的に巡回し、運営状況・保護者対応・安全体制等の確認、相談、助言指導を行う事業（負担区分：国1／3、県1／3、市町1／3）を市町に制度活用を働きかける。

III 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策

3 「認定こども園の運営チェックポイント集」の活用による 自己評価制度の導入と情報公開の推進

(1) 方針

認定こども園の適正な運営や、質の向上を図るため、「認定こども園の運営チェックポイント集」を作成・配布のうえ、これを活用した各園での自己評価を推進する。このことにより、園長等のリーダーシップの下に、教育や保育、運営等について、評価・検証するとともに、その達成に向けた取組の振り返りを行う。

また、結果を公表することで、組織的かつ継続的な改善を促進するとともに、保護者や地域等に対する情報公開を推進し、園運営への理解や信頼を確保する。

(2) 「認定こども園運営チェックポイント集」の内容（例示）

① 施設設備等

- ・ 園児1人あたりの面積基準を満たしているか
- ・ 建物の構造や部屋の用途に変更がある場合は、所定の手続を行っているか
- ・ 保育室（教室）等の清掃、衛生管理、保温、換気等は適切か

② 子どもの数と職員数

- ・ 認可定員を遵守しているか
- ・ 満3歳児以上の園児は学級編制をしているか

③ 教育及び保育の内容に関する内容と計画等

- ・ 園内外での適切な研修計画を作成し、実施しているか
- ・ 在園時間が異なる多様な園児がいることを踏まえ、園児の生活が安定するよう、家庭や地域、園における生活の連続性を確保し、一日の生活のリズムを整えるよう工夫をしているか

④ 健康、衛生管理、事故防止、安全対策等

- ・ 学校医、歯科医、薬剤師を配置しているか
- ・ 学校医・学校歯科医による健康診断等を実施しているか

⑤ 食事提供

- ・ 在園児数に相当する給食数を提供しているか
- ・ 献立表に基づき給与栄養量、充足率を算定しているか

⑥ 保護者との連携

- ・ 保護者との相互理解を図るよう努めているか
- ・ 苦情相談窓口の責任者を選任しているか

⑦ 運営規程等の作成及び周知

- ・ 園における運営規程等は策定しているか
- ・ 開園時間は運営規程等と相違していないか

(3) 方法と結果

各園において、「認定こども園運営チェックポイント集」を活用し、随時実施するとともに、結果について、園のHP等を通じて、公表することを推進する。

4 研修制度の充実

(1) 方針

認定こども園の適正な運営を確保するため、園長や主幹保育教諭、保育士や職員等に向け、改めて高い法令遵守意識を持って適正な園運営を行うことの必要性に関する研修等を実施する。さらに、園長等の管理職については、法令遵守意識の確立に加え、運営管理者として必要な資質能力の保持・向上を図るため、園長研修等の定期的な受講を促進する。

(2) 研修内容

① 法令遵守

ア ねらい

関係法令等に従った守るべき基準等について学び、その内容を的確に把握することにより、認定こども園の適正な運営を確保する。

イ 主な内容

- ・ 守るべき認可・認定基準（職員配置、学級編成、職員資格、施設整備等）
- ・ 処遇改善等加算の適切な執行
- ・ 直近の監査等における指摘事項

② 倫理と価値

ア ねらい

教育基本法第9条に規定する教員による崇高な使命の自覚と、職責の遂行について、その使命と職責の重要性等について、再認識を図る。

イ 主な内容

- ・ 認定こども園における倫理と価値（社会的使命）
- ・ 専門職の自負

③ 公益通報者保護制度（⇒詳細は、「III 5 公益通報者保護制度」参照）

ア ねらい

通報した職員等を保護するとともに、園の適切な運営を確保する。

イ 主な内容

- ・ パンフレットの作成による制度の周知と呼びかけ

④ 第三者評価の受審の推進

ア ねらい

公正・中立な第三者機関が専門的かつ客観的な立場から評価が行われる第三者評価の受審を推進することにより、園の質の向上を図る。

イ 主な内容

その意義や公定価格上の加算がある旨の周知と受審に係る呼びかけ

(3) 兵庫県における研修

- 認定こども園園長等研修（18科目・30時間・6日間）
- 認定こども園主幹保育教諭等研修（5時間・1日間）
- キャリアアップ研修（8分野・各15時間）

III 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策

5 公益通報者保護制度の周知等

(1) 方針

不正事案があった場合やその疑いがある場合などにおいて、内部の職員等からの通報によりその事実等を明らかにするとともに、公益のために通報を行った職員等が、不利益な取扱いを受けることのないよう、公益通報者保護制度の実効性の向上に向けた取組が必要となる。

通報を行った職員等を保護するだけでなく、各施設が適切に運営される環境づくりのために有用なこの制度の取組について、周知の徹底を図る。

(2) 周知方法

- ① 認定こども園職員等を対象として、制度案内パンフレットの作成
- ② キャリアアップ研修等において、保育士に対し、パンフレットの配布等による制度の周知と呼びかけ
- ③ 園長等研修、主幹保育教諭等研修において、管理職に対し、パンフレットの配布等による制度の周知と呼びかけ

(3) パンフレットの内容等

- ① 公益通報制度の概要
- ② 通報対象事案の例
 - ・ 園の運営に関すること
 - ・ 労働基準法違反等
- ③ 通報先（窓口）の案内先（例）
 - ・ 施設運営関係 ⇒ 県こども政策課（認定こども園・保育所等ホットライン）
市町の子ども子育て支援担当課・監査指導課等
 - ・ 児童虐待関係 ⇒ こども家庭センター等
 - ・ 労働問題 ⇒ 労働基準監督署等
 - ・ 総合案内 ⇒ 県民局等のさわやか県民相談

III 適正な認定こども園の運営確保に向けた推進方策

6 認定こども園・保育所等ホットラインの開設

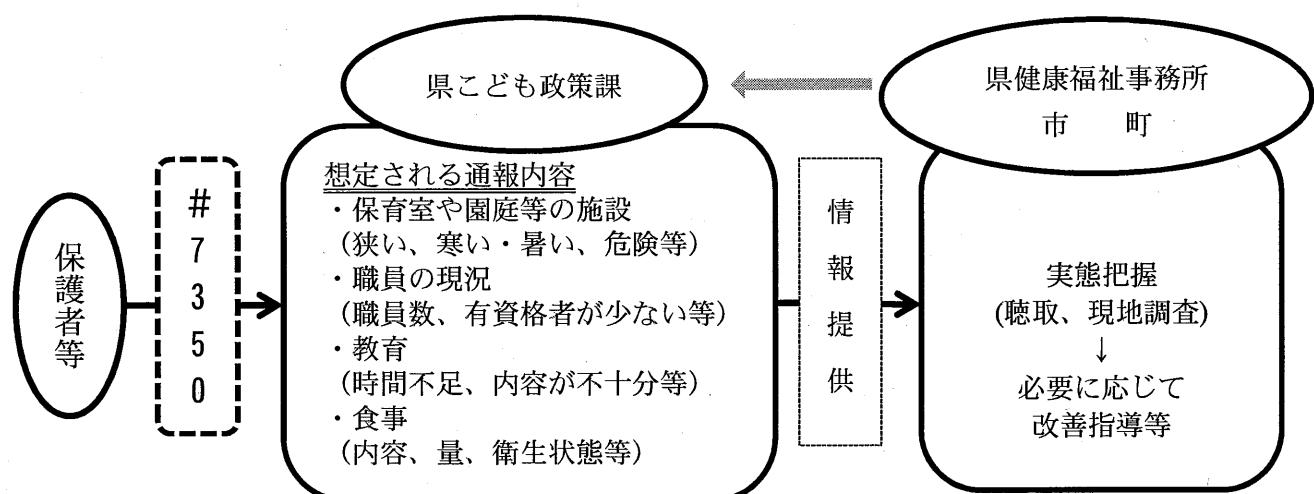
(1) 方針

認定こども園、保育所等の保育施設における保育の実態について問題があると感じた職員、保護者等からの速やかな通報に基づき、県・市町による実態把握、指導等による改善につなげ、保育の質の向上を図るため、県内一律の電話通報システムを構築する。

(2) ホットライン開設の内容

- ① 開設時間：月曜～金曜 9:00～17:00（祝祭日を除く）
- ② 電話番号等：^{保育のなやみごとゼロ}# 7350
(固定・IP・携帯電話から通話可能)
- ③ 通話料金：通報者負担
- ④ 体制：県こども政策課に配置

(3) 通報から実態把握・指導等までのフロー



- ※ 県健康福祉事務所・市町は、こども政策課に実態把握等の結果を報告する。
- ※ 通報者に対しては、必要に応じて結果等を報告する。

兵庫県認定こども園審議会の概要

1 趣旨・目的

認定こども園法第17条の第3項の規定に基づき、幼保連携型認定こども園を新たに設置等（国及び地方公共団体以外の者が設置するもので、政令・中核市所在の施設を除く。）をしようとするときは、県知事の認可を受ける必要があり、あらかじめ審議会その他の合議制の機関の意見を聴取しなければならないとされていることから、設置認可等に係る調査審議を行うために設置している。

2 審議事項

類 型	審議する内容（根拠法令）
幼保連携型認定こども園	設置の認可に関すること (認定こども園法17条第3項) 事業の停止又は施設の閉鎖に関すること (認定こども園法21条第2項) 認可の取り消しに関すること (認定こども園法22条第2項)
幼保連携型認定こども園 以外の認定こども園	知事の諮問に応じ、幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定に関する調査審議すること (認定こども園条例第10条)

3 審議会における審議方針

- (1) 法律では、次の場合を除き「認可」等を行う。（認定こども園法第3条第7項、同法第17条第6項）
 - ① 欠格条項（法令違反で刑罰を受けるなど）に該当する場合
 - ② 認定こども園条例等で定める施設設備の基準に適合しない場合
 - ③ 申請施設の立地場所を含む県の設定区域における利用定員総数が、既に県計画で定める必要利用定員に達している等の場合
- (2) 以下の場合には、地域の需給実態等を踏まえた、認可の適否等についてもあわせて審議する。
 - ① 県の設定区域において、需給調整が可能な状況（需要≤供給）での申請の場合
 - ② 計画計上外の施設からの申請の場合
- (3) 施設設備が法令等の基準に適合しているか否かについて、原則、事務局が予め現地確認等を実施する。
- (4) 審議会において、特に確認が必要と判断した施設については、認定を行うまでの間に委員による現地確認を実施し、その結果を踏まえ、再審議等を行う。

4 開催回数

年3回程度（8月、9月、2月の開催を予定）

5 審議会の運営（兵庫県認定こども園審議会規則等による）

- (1) 招集 会長が招集
- (2) 定足数 委員の過半数の出席により成立
- (3) 表決 出席者の過半数で表決

6 委員（認定こども園条例等による）

- (1) 定数 10人
- (2) 任期 4年（補欠委員の任期は前任者の残任期間）

（平成29年7月現在）

分野	氏名	役職	備考
1 学識 経験者	山縣 文治	関西大学人間健康学部教授	○
2	伊藤 篤	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授 神戸大学附属小学校長・幼稚園長	○
3 認定 こども園	佐伯 聰子	西伊丹幼稚園・認定こども園西伊丹保育園園長	
4	荻野 尚子	認定こども園いちじまこども園園長	
5	平井 和恵	兵庫県国公立幼稚園・こども園園長会会長	
6 幼稚園	濱名 浩	(一社)兵庫県私立幼稚園協会理事長	
7 保育所	小林 公正	(公社)兵庫県保育協会会長	
8 利用者	八木 千春	元いずみ幼稚園家庭会会长	
9	田中ひとみ	元たつの市連合保護者会会长	
10 行政	稻村 和美	兵庫県市長会副会長（尼崎市長）	

○：会長 ○：副会長